

奈良市公報

号外第26号

平成20年11月18日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例…………… 1
- 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市退職年金等ニ関スル条例等の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市退職年金等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例…………… 15
- 奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例…………… 16
- 奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例…………… 16
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例…………… 16
- 奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 18
- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例…………… 18
- 奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例…………… 19

規 則

- 奈良市特別職報酬等審議会規則等の一部を改正する規則…………… 19
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び奈良市退職年金等ニ関スル条例施行規則の一部を改正する規則…………… 19
- 奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則…………… 19
- 奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則…………… 20
- 奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則…………… 20

条 例

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

平成20年 9 月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第35号

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。（奈良市職員互助会条例の一部改正）
- 2 奈良市職員互助会条例（昭和28年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第3号中「公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」に改める。

（平成20年 9 月18日揭示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例をここに公布する。

平成20年 9 月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第36号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び第4項の規定に基づき、議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 830,000円
- (2) 副議長 月額 695,000円
- (3) 議員（議長及び副議長を除く。） 月額 643,000円
（議員報酬の支給基準）

第3条 議員報酬は、議員が就任した日の属する月から支給する。

2 議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡（以下「退職等」という。）又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日の属する月までの議員報酬を支給する。

3 議員が月の中途において議長若しくは副議長に就任し、又は議長若しくは副議長を退任したことにより議員報酬の額に異動を生じたときは、その月分の議員報酬は、その者に有利となる議員報酬を支給する。

4 退職等（死亡を除く。以下この項において同じ。）した議員又は議会の解散によりその職を離れた議員が、退職等した日又は議会の解散によりその職を離れた日の属する月において再び議員に就任した場合には、第1項の規定にかかわらず、議員報酬を重ねて支給しない。

（費用弁償）

第4条 議員がその職務のため旅行したとき（議会の定例会若しくは臨時会の会議又は議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の会議に出席するため旅行したときを除く。）は、別表に定める額を費用弁償として支給する。

（期末手当）

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあつたものとする。

3 第7条の規定により期末手当を受けた議員が第1項の規定による期末手当を受けることとなるときは、この者の受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により受けた期末手当の額が前項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第6条 5月16日から5月31日までの間又は11月16日から11月30日までの間に、議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の

日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の期末手当を支給する。

第7条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年5月15日までの間に、議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第5条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法その他については、一般職の職員の給与及び旅費の支給の例によるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月以後に支給する議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当について適用する。

（議員報酬の額の特例措置）

2 平成20年9月から平成21年3月までに支給する議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は、第2条に規定する額とする。

別表（第4条関係）

費用弁償額

航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
実費	37円	3,500円	15,500円

備考

鉄道賃及び船賃については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）第14条及び第15条の規定による同条例別表1項に掲げる職員の受けるべき鉄道賃及び船賃相当額を支給する。

（平成20年9月18日揭示済）

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第37号

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第2項及び第4項」に改める。

第3条を次のように改める。

(費用弁償)

第3条 別表第1に掲げる者がその職務のため旅行したときは、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。

第4条から第4条の3までを削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「、費用弁償及び期末手当」を「及び費用弁償」に改め、同条を第6条とする。

附則第6項を削る。

別表第1議会の項を削る。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

費用弁償額

航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
実費	37円	3,300円	14,500円

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月以後に支給する報酬及び費用弁償について適用する。

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市退職年金等ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第38号

奈良市退職年金等ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(奈良市退職年金等ニ関スル条例の一部改正)

第1条 奈良市退職年金等ニ関スル条例(昭和6年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第10条中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例(昭和35年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市退職年金等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第39号

奈良市退職年金等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

奈良市退職年金等の年額の改定に関する条例(平成3年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成12年4月分」を「平成20年10月分」に改め、「仮定給料年額」の次に「にそれぞれ調整改定率(恩給法(大正12年法律第48号)第65条第2項に規定する調整改定率をいう。第4条において同じ。)を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)」を加える。

第4条中「平成12年4月分」を「平成20年10月分」に改め、「右欄に掲げる額」の次に「に調整改定率を乗じて得た額」を加え、「当該右欄に掲げる額」を「当該額」に改める。

第5条第1項中「平成15年4月分」を「平成20年10月分」に改め、同項第1号中「(大正12年法律第48号)」を削り、「267,500円」の次に「(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下この項において「旧厚生年金保険法」という。))第62条の2第1項第1号に規定する子が2人以上あるときの加算額が267,500円を上回る場合にあっては、当該加算額から267,500円を控除して得た額を勘案して恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号)附則第14条第1項第1号の規定に基づく政令(以下この条において「政令」という。)で定める額を267,500円に加算した額)」を加え、同項第2号中「152,800円」の次に「(旧厚生年金保険法第62条の2第1項第1号に規定する子が1人あるときの加算額が152,800円を上回る場合にあっては、当該加算額から152,800円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を152,800円に加算した額)」を加え、同項第3号中「152,800円」の次に「(旧厚生年金保険法第62条の2第1項第2号に規定する加算額(国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条の3又は第27条の5の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。以下この項において「厚生年金加算額」という。))が152,800円を上回る場合にあっては、当該厚生年金加算額から152,800円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を152,800円に加算した額)」を加える。

附則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第40号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例
奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第35項中

を

に、

1 件につき5,000円 (構造計算適合性判定を要する場合にあっては、9,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)
1 件につき9,000円 (構造計算適合性判定を要する場合にあっては、13,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)
1 件につき14,000円 (構造計算適合性判定を要する場合にあっては、18,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)
1 件につき19,000円 (構造計算適合性判定を要する場合にあっては、23,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)
1 件につき34,000円 (構造計算適合性判定を要する場合にあっては、38,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)
1 件につき48,000円 (構造計算適合性判定を要する場合にあっては、52,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)

次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額
ア 構造計算適合性判定（以下この項において「判定」という。）を要する場合
20,000円と次項に掲げる手数料額との合計額
イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。）
16,000円

ウ 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要しない場合

10,000円

次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額

ア 判定を要する場合
29,000円と次項に掲げる手数料額との合計額

イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。）

25,000円

ウ 構造計算書等の添付を要しない場合

15,000円

次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額

ア 判定を要する場合
41,000円と次項に掲げる手数料額との合計額

イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。）

37,000円

ウ 構造計算書等の添付を要しない場合

21,000円

次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額

ア 判定を要する場合
59,000円と次項に掲げる手数料額との合計額

イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。）

55,000円

ウ 構造計算書等の添付を要しない場合

27,000円

次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額

ア 判定を要する場合
96,000円と次項に掲げる手数料額との合計額

イ 判定を要しない場合

92,000円

<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 判定を要する場合 124,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 120,000円</p>		<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 判定を要する場合 414,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 410,000円</p>	
<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき140,000円(構造計算適合性判定を要する場合にあっては、144,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 判定を要する場合 664,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 660,000円</p>	<p>に改め、同表第36項中「9,000</p>
<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 判定を要する場合 234,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 230,000円</p>	<p>円」を「13,000円」に、「4,000円」を「7,000円」に、「5,000円」を「8,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表第37項中「8,000円」を「12,000円」に、「4,000円」を「7,000円」に改め、同表第38項中「10,000円」を「14,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「23,000円」に、「22,000円」を「34,000円」に、「36,000円」を「54,000円」に、「50,000円」を「75,000円」に、</p>	
<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 判定を要する場合 274,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 270,000円</p>	<p>「床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 1件につき 120,000円</p>	<p>を</p>
<p>1件につき240,000円(構造計算適合性判定を要する場合にあっては、244,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)</p>	<p>を</p>	<p>「床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 1件につき 130,000円</p>	<p>に、</p>
<p>1件につき460,000円(構造計算適合性判定を要する場合にあっては、464,000円と次項に掲げる手数料額との合計額)</p>	<p>を</p>	<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 1件につき 170,000円</p>	<p>に、</p>
		<p>「床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 1件につき 15,000円</p>	<p>を</p>
		<p>「190,000円」を「240,000円」に、「380,000円」を「450,000円」に改め、同表第39項中「13,000円」を「19,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同表第40項中「9,000円」を「13,000円」に改め、同表第41項中「9,000円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、</p>	

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 21,000円
-----------------------------------	------------------

床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき 21,000円
-----------------------------------	------------------

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 31,000円
-----------------------------------	------------------

「35,000円」を「48,000円」に、「47,000円」を「69,000」に、

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1件につき 110,000円
--	-------------------

床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件につき 120,000円
---------------------------------------	-------------------

床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1件につき 160,000円
--	-------------------

「180,000円」を「230,000円」に、「370,000円」を「440,000円」に改め、同表第42項中「12,000円」を「17,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同表第43項中「9,000円」を「13,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「21,000円」に、「20,000円」を「31,000円」に、「33,000円」を「51,000円」に、「45,000円」を「69,000円」に改め、

中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1件につき 100,000円
--	-------------------

中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	1件につき 160,000円
---	-------------------

中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件につき 110,000円
---	-------------------

中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1件につき 160,000円
--	-------------------

中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	1件につき 250,000円
---	-------------------

「330,000円」を「510,000円」に改め、同表第44項中「12,000円」を「17,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同表第45項中「9,000円」を「13,000円」に改める。

附 則
(施行期日)

- この条例は、平成21年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第35項及び第36項から第45項までの規定は、この条例の施行の日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第41号

奈良市税条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条中「本条において同じ。」を「この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第1号中「第43条」の次に「、第44条の4第1項」を加える。

第19条第3項及び第5項中「本項」を「この項」に改める。

第21条中「、寄附金控除額」を削る。

第24条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭（第3号から第12号までに掲げるものに関しては、市長が別に定める。）を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあ

つては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの
- (3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (12) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非

営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 当該納税義務者が第22条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第22条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金

額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第25条中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改める。

第25条の2第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

第28条第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第24条の2の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第3項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第32条第1項中「第37条」の次に「、第44条の2第1項若しくは第2項、第44条の5」を加え、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第34条中「第44条第1項」の次に「又は第44条の6第1項」を加える。

第37条の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第1項中「本条」を「この条」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第4項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第38条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第39条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）」に改める。

第40条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」に改め、同条中「本条」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第44条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）」に改め、同条第1項中「より個人の市民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢

65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第37条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第44条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第44条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第44条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第44条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第44条の3及び前条の規定の適用にあっては、第44条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第44条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第44条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第47条の2第1項第1号を次のように改める。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

第47条の2第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものに限る。)又は一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)第62条中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「本条」を「この条」に改める。第80条の2第1項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。附則第4条の次に次の1条を加える。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる

資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。
附則第5条第3項中「前2条」を「前3条」に改める。
附則第7条第2項中「第25条の2第1項」を「第25条及び第25条の2第1項」に、「同項」を「第25条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする」に改める。

附則第7条の3第2項中「第25条の2第1項」を「第25条及び第25条の2第1項」に、「同項」を「第25条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項又は附則第28条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 第22条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第24条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第22条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第24条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第24条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第28条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第23条の2第1項、附則第25条第1項、附則第28条の2第1項又は附則第28条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合 100

分の75

附則第8条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第25条、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」を「から第25条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「第25条」を「から第25条まで」に、「及び前条第1項」を「附則第7条の3第1項及び前条」に改め、同条第3項中「前2条」を「前3条」に改める。

附則第23条の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第23条の2 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」

とする。

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条第3項第2号中「第24条、第25条」を「第24条から第25条まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第25条第3項第2号中「第24条、第25条」を「第24条から第25条まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、

「とする」を「と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第28条第5項第2号中「第24条、第25条」を「第24条から第25条まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第28条の2第1項中「及び附則第28条の2の3」を削り、同条第2項第2号中「第24条、第25条」を「第24条から第25条まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項に、「とする」を「と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第28条の2の2第2項中「特定管理口座」に」の次に「(係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に)」を加える。

附則第28条の2の3を次のように改める。

第28条の2の3 削除

附則第28条の2の5の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第4項中「第1項の規定の適用」を「第4項の規定の適用」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第28条の2の5第3項」を「附則第28条の2の6第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第28条の2の5第1項」を「附則第28条の2の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「この条」を「この項」に、「(第3項)」を「(第

6 項」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第23条の2第1項及び第2項並びに附則第28条の2第1項の規定の適用については、附則第23条の2第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第28条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第28条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第28条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第28条の2の5に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第19条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第28条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

附則第28条の2の5を附則第28条の2の6とし、附則第28条の2の4の次に次の1条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第28条の2の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定す

る源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第19条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第28条の3の2第2項第2号中「第24条、第25条」を「第24条から第25条まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第28条の3の4第2項第2号中「第24条、第25条」を「第24条から第25条まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「（平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）」及び「（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8）」を削り、同条第5項第2号中「第24条、第25条」を「第24条から第25条まで」に、「及び附則第7条の3

第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「の所得割の額」の次に「と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を加え、同条第6項中「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

附則第28条の4第2項中「〔医療費控除額〕を〔若しくは医療費控除額〕に、〔医療費控除額、社会保険料控除額〕を〔、医療費控除額若しくは社会保険料控除額〕に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る市税の特例)

第28条の5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第47条の2第1項第1号の規定を適用する。

2 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第62条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

3 第62条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第62条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附則第35条中「第28項、第34項」を「第13項、第28項、第30項、第34項、第37項」に、「第44項から第46項まで、第48項」を「第43項から第48項まで、第51項」に改める。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

附則第35条中「第58項」を「第59項」に改める。

第3条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

附則第35条中「若しくは第53項」を「、第53項」に改め、「第59項まで」の次に「若しくは第61項」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奈良市税条例附則第35条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中奈良市税条例第47条の2及び第62条の改正規定、同条例附則第28条の4の次に1条を加える改正規定並びに第3条の規定並びに附則第3条及び附則第4条第2項の規定 平成20年12月1日

(3) 第1条中奈良市税条例附則第28条の3の4の改正規定(第3項の改正規定に限る。)並びに次条第20項及び第21項の規定 平成21年1月1日

(4) 第1条中奈良市税条例附則第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、同条例附則第23条の2の改正規定、同条例附則第28条の2の5の改正規定、同条を同条例附則第28条の2の6とする改正規定及び同条例附則第28条の2の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第6項から第14項までの規定 平成22年1月1日

(5) 第1条中奈良市税条例附則第28条の2第1項及び第28条の2の3の改正規定並びに次条第15項から第19項までの規定 平成22年4月1日

(6) 第2条の規定及び附則第4条第1項の規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第49号)の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第44条の2から第44条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 新条例第24条の2及び附則第7条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第24条の2第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第24条の2の規定の適用については、同条第1項第12号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

4 新条例附則第4条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

- 5 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第7条の4の規定の適用については、同条中「附則第23条の2第1項、附則第24条第1項」とあるのは「附則第24条第1項」と、同条第5号中「附則第23条の2第1項、附則第25条第1項」とあるのは「附則第25条第1項」とする。
- 6 新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第23条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 18,000円
- イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第23条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第23条の2第1項」とあるのは、「附則第23条の2第1項（奈良市税条例の一部を改正する条例（平成20年奈良市条例第41号。以下「平成20年改正条例」という。）附則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。
- 9 新条例附則第28条の2の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第28条の2の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第23条の2第1項前段の規定により」とする。
- 10 新条例附則第28条の2の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。
- 11 市民税の所得割の納税義務者が新条例第19条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第13項において「特例期間」という。）内に交付を

- 受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第28条の2の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第13項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第23条の2第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項及び第13項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第13項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 12 新条例附則第28条の2の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第28条の2の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 13 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第28条の2の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第28条の2の6第2項の規定にかかわらず、新条例第19条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

14 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第28条の2の6第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第28条の2第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第28条の2第1項並びに附則第28条の2の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第28条の2の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第28条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

15 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第28条の2の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第28条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第28条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第28条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第28条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 9万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

17 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第28条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成20年

改正条例附則第2条第16項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

18 新条例附則第28条の2の6第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第28条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

19 新条例附則第28条の3第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第28条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

20 新条例附則第28条の3の4第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第28条の3の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第28条の3の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第62条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 第2条の規定による改正後の奈良市税条例附則第35条の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日（同法の施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 第3条の規定による改正後の奈良市税条例附則第35条の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（平成20年9月18日揭示済）

奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正

する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第42号

奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年奈良市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（平成20年9月18日揭示済）

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第43号

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第260条の2第15項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条」を「第260条の9」に改め、同条第3号中「第260条の2第15項において準用する民法第57条」を「第260条の10」に改め、同条第4号中「第260条の2第15項において準用する民法第74条又は第75条」を「第260条の24又は第260条の25」に改める。

第8条第1項第2号中「第260条の2第15項において準用する民法第68条（同条第1項第2号を除く。）」を「第260条の20」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（平成20年9月18日揭示済）

奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第44号

奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

奈良市青少年野外活動センター条例（平成元年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者）

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条

の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。（休所日及び開所時間）

第3条の3 センターの休所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 休所日

ア 月曜日

イ 国民の祝日（その日が日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、月曜日又は国民の祝日でない日）

ウ 12月26日から翌年1月5日まで

(2) 開所時間 終日（ただし、11月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後5時まで）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休所日若しくは開所時間を変更し、又は臨時に休所し、若しくは開所することができる。

第4条第4号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条の見出しを「(使用の承認)」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出しを「(使用の不承認)」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。第7条中「許可」を「承認」に改める。

第9条の見出しを「(使用承認の取消し等)」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条第2項中「許可」を「承認」に改め、「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第10条中「許可」を「承認」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（平成20年9月18日揭示済）

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第45号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関

する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

鶴舞西町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞西町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画近鉄西大寺駅南地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項中「総合的設計による一団地」及び「団地内」を「公告対象区域内」に改め、同表登美ヶ丘北地区整備計画区域の部住宅街区B地区（公園の区域を除く。）の項の第3号中「次のア」を「東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア」に改め、アからオまでを削り、同部教育街区の項の第6号中「次のア」を「住宅街区A地区の項の第6号のア」に改め、アからオまでを削り、同表東登美ヶ丘六丁目地区

整備計画区域の項の第6号中「次のアからエまで」を「東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまで」に改め、アからエまでを削り、同表あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域の部C地区の項の第6号中「次のア」を「東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア」に改め、アからオまでを削り、同表に次のように加える。

鶴舞西町地区地区整備計画区域	自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）
近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域	(1) ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場及びモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定する場外発売場 (2) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (3) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域A地区の項の第3号、第4号及び第6号から第9号までに掲げる建築物

別表第4に次のように加える。

近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域	130平方メートル	(1) 巡查派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家 (5) 公共用歩廊その他これに類する建築物 (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地（所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地又は一の敷地の一部として使用するものに限る。）に建築する建築物
-------------------	-----------	---

別表第5に次のように加える。

鶴舞西町地区地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものは除く。以下この項において同じ。）の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。 (1) 都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の道路境界線から3.0メートル以上 (2) 新田川に接する敷地境界線から15.0メートル以上	地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（イ欄に定める制限に適合せず、又は同欄の制限に適合しない部分を有するものに限る。）で大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行うもの
----------------	---	---

近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路西大寺阪奈線（（仮称）近鉄西大寺駅南駅前広場を含む。）以外の道路境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	_____
-------------------	---	-------

別表第6リンクス東紀寺地区整備計画区域の項の第1号中「軒の高さが」を「軒の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に定める高さによる。以下同じ。）が」に改め、同表に次のように加える。

鶴舞西町地区地区整備計画区域	<p>(1) 17メートル。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからエまでに定める高さ</p> <p>ア 法第59条の2に規定する許可を受けた建築物（エに該当するものを除く。） 20メートル</p> <p>イ 法第86条第1項から第4項までに規定する認定又は許可を受けた建築物（エに該当するものを除く。） 20メートル</p> <p>ウ 軒の高さが17メートル以下であり、軒の高さを超える屋根のすべての部分が次に掲げる要件を満たす勾配屋根建築物（エに該当するものを除く。） 20メートル</p> <p>（ア） 10分の3から10分の7までの傾きのある勾配屋根であること。</p> <p>（イ） 屋根の形態は、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根又はこれらのもので構成されているものであること。</p> <p>（ウ） 屋根面は、平面で構成されているものであること。</p> <p>エ 新田川に接する敷地境界線から30メートル以内に存する建築物 15メートル</p> <p>(2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、6メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p>
----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成20年9月18日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第46号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、本市に次のとおり」を削り、「を設置」を「の名称及び位置は、次のとおりと」に改め、本則の表幼稚園の項中「奈良市立富雄南幼稚園」を「奈良市立認定こども園富雄南幼稚園」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（名称及び位置）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（設置等）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、本市に小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を設置する。

2 前項の幼稚園のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法

律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（以下「認定こども園」という。）においては、学校教育法による幼児教育のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する子育て支援事業を実施する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第47号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「若しくは特別委員会」を、「、特別委員会若しくは全員協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成20年 9月30日揭示済)

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 9月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第48号

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成20年 9月30日揭示済)

規 則

奈良市特別職報酬等審議会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第54号

奈良市特別職報酬等審議会規則等の一部を改正する規則

(奈良市特別職報酬等審議会規則の一部改正)

第1条 奈良市特別職報酬等審議会規則(昭和43年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第6条中「奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例」を「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例」に、「第6条」を「第5条」に改める。

(奈良市名誉市民審議委員会規則の一部改正)

第2条 奈良市名誉市民審議委員会規則(昭和43年奈良市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例」を「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例」に、「第6条」を「第5条」に改める。

(奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部改正)

第3条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第9条中「奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例」を「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例」に、「第5条及び第7条」を「第4条及び第6条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成20年 9月25日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び奈良市退職年金等ニ関スル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第55号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び奈良市退職年金等ニ関スル条例施行規則の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(奈良市退職年金等ニ関スル条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市退職年金等ニ関スル条例施行規則(昭和47年奈良市規則第66号)の一部を次のように改正する。

別記第7号様式(第6面)第5項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。
(平成20年 9月25日揭示済)

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第56号

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中
3の2 都市整備部及び建設部に勤務する職員(前項に掲げる職員を除く。)

3の2 都市整備部、建設部、農林課及び環境保全課環境検査センターに勤務する職員(前項に掲げる職員を除く。)

に、

(備考) 新任のときは、被服(上衣のみの場合を含む。)2着(ただし、次期貨与分を含む。)とし、その他の貸与品については、別に定めるものとする。

を

9 東山霊苑火葬場に勤務する職員	作業服	夏(上) 2着 (下) 1着	12月	に
		冬(上・下) 1着	12月	
	ブルゾン	冬 1 着	12月	
(備考) 新任のときの貸与品については、別に定めるものとする。				

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年9月25日揭示済)

奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第57号

奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市温泉法施行細則(平成14年奈良市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第5条中「及び温泉利用の状況」を「、可燃性天然ガスの発生の状況、温泉利用の状況等」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第2項中「若しくは成分」を「、成分若しくは可燃性天然ガスの発生の状況」に改める。

第8条第3項を削る。

別記第4号様式中「所有者」を「採取者」に、

成 分		を
成 分		に、
可燃性天然ガスの発生の状況		
年間宿泊延利用人員	人	を
年間宿泊延利用人員	人	に
可燃性天然ガスの発生の状況		

改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

別記第8号様式中「温泉の利用(ゆう出路)」を「温泉の利用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市温泉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成20年9月25日揭示済)

奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第58号

奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成14年奈良市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人」に改め、同項第1号中「、定款又は寄附行為」を「又は定款」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(平成20年9月25日揭示済)